

北海道告示第10002号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、北海道に意見書を提出することができる。その提出先は、札幌市中央区北3条西6丁目（郵便番号060-8588）北海道建設部まちづくり局都市計画課とする。

令和6年1月9日

北海道知事 鈴木直道

1 千歳恵庭圏都市計画区域区分に係る事項

(1) 都市計画の種類 区域区分

(2) 都市計画を定める土地の区域

ア 市街化調整区域から市街化区域に変更する土地の区域

千歳市北信濃の一部

イ 市街化区域から市街化調整区域に変更する土地の区域

該当なし

(縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)

(3) 縦覧場所 北海道建設部まちづくり局都市計画課及び千歳市企画部まちづくり推進課

2 札幌圏都市計画道路に係る事項

(1) 都市計画の種類 道路

(2) 都市計画を定める土地の区域

種別	名称	起点	終点	主な経過地
幹線街路	3・2・302号 角山通	江別市角山	江別市角山	江別市角山
幹線街路	3・3・308号 5丁目通	江別市高砂町	江別市角山	江別市元江別

(縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)

(3) 縦覧場所 北海道建設部まちづくり局都市計画課及び江別市企画政策部都市計画課

3 千歳恵庭圏都市計画道路に係る事項

(1) 都市計画の種類 道路

(2) 都市計画を定める土地の区域

種別	名称	起点	終点	主な経過地
幹線街路	3・2・128号 恵千通	恵庭市 北柏木町1丁目	恵庭市 戸磯	恵庭市 中島町

(縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)

(3) 縦覧場所 北海道建設部まちづくり局都市計画課及び恵庭市企画振興部まちづくり拠点整備室まちづくり推進課

4 長万部都市計画道路に係る事項

(1) 都市計画の種類 道路

(2) 都市計画を定める土地の区域

種 別	名 称	起 点	終 点	主な経過地
幹線街路	3・3・1 号 学苑海岸通	長万部町 字大浜	長万部町 字長万部	長万部町 字長万部
幹線街路	3・4・4 号 本町通	長万部町 字大浜	長万部町 字長万部	長万部町 字長万部
幹線街路	3・4・6 号 駅前通	長万部町 字長万部	長万部町 字長万部	長万部町 字長万部

(縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)

(3) 縦覧場所 北海道建設部まちづくり局都市計画課及び長万部町新幹線推進課

5 倶知安都市計画道路に係る事項

(1) 都市計画の種類 道路

(2) 都市計画を定める土地の区域

種 別	名 称	起 点	終 点	主な経過地
幹線街路	3・4・4 号 南3条通	倶知安町 字旭	倶知安町 北5条東7丁目	倶知安町 南3条西1丁目

(縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)

(3) 縦覧場所 北海道建設部まちづくり局都市計画課及び倶知安町まちづくり新幹線課